研究 No. 0805

古きパリ委員会による歴史的住環境保全手法に関する研究

―創造的空間保全手法・住民との合意形成手法・歴史的変遷―

主査　田中　暁子*1
委員　江口　久美*2，楊　惠亘*3

本研究は，古きパリ委員会（CVP）による歴史的住環境保全手法の全容を明らかにし，日本に対する知見を得ることを目的とする。CVP はパリ市により 1897 年に設立された歴史的建造物の記録及び保全の為の組織であり，歴史的建造物の目録を有し，現在は主に取り壊し許可の審査に対して助言している。保全に一貫的な立場を持つが多様な所属の専門家や住民代表メンバーからなる，アーカイブ機能を有する諮問機関が，アーカイブを参照しながら，都市更新の申請に対する勧告等を通じて更新の申請者と直接的に合意形成を行い，社会的状況を十分に考慮しながら各事例に応じた創造的空間保全を行っていく手法が日本へも有効であることが考えられる。

キーワード：1）古きパリ委員会，2）歴史的住環境保全，3）創造的空間保全，4）合意形成，5）歴史的変遷

THE METHOD OF CONSERVATION OF THE HISTORICAL HOUSING ENVIRONMENT BY THE COMMISSION DU VIEUX PARIS

— The Method of Creative Spatial Conservation and the Consensus Making with Inhabitants and Historical Change —

Ch.　Akiko TANAKA
Mem.　Kumi EGUCHI, and　Hui-Hsuan YANG

This paper clarifies the conservation methods of the historical housing environment by the Commission du Vieux Paris (CVP). The CVP was established by the City of Paris in 1897 as an organization for the registration and conservation of the historical buildings. Now the CVP consults its historical archives to review demolition permits filed with the city planning department. As a result, the CVP has been an advisory body which is capable of building consensus with applicants, and implementing creative space preservation considering the needs and social context of each case carefully.

1.　はじめに

日本における歴史的住環境をとりまく現状，歴史的住環境向上の為の手法としての行政による住民を含む委員会の合意形成における重要性及び以上を踏まえた古きパリ委員会の歴史的変遷の持つ価値について説明する。

近年，歴史的住環境の個性ある創造的空間保全が必要とされている。すなわち，歴史的住環境の運営が専門家の知識を踏まえながら住民との合意形成を図ってゆく組織によって行われ，歴史性を守りながら創造的に現代性を取り込み，住み続けられていくことが求められている。しかし，日本におけるこうした歴史的住環境の運営は，未だ模索段階である。歴史的住環境の空間的保全に関して，現在日本で適用可能な法制度は，主に，1966 年施行の古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（通称古都保存法），1950 年施行の文化財保護法による伝統的建造物群保存地区及び 2004 年施行の景観法である。しかし，古都保存法においては鎌倉市等古都のみに限定されているという問題が，伝統的建造物群保存地区においては，京都町家の内部改造の例に多くみられる様に，外観のみ保存され，内部に関しては歴史性がほとんど考慮されずに近代的に改変されてしまう表層化（ファサディズム）が進展しているという問題がある。また，景観法においても建造物内部に関する規制は特に設けられていない。つまり，日本において，現在，歴史的住環境における表層化の進展をとどめながら現代性を取り込む空間的保全手法が早急に必要とされていると言える。また，合意形成手法に関しては，歴史的住環境における住民との合意の為の連携を目指す行政の運営システムとして，景観法では従前の法制度に加えて新たに景観協議会という制度を設けている。これは，景観計画区域における良好な景観の形成を図る為に必要な協議を行う際に，景観行政団体等に加えて住民にも参加の機会を与えることを可能にしたものであり，行政と住民間の合意形成を図る制度である。しかし，現在，行政内部における専門

*1 財団法人　東京市政調査会　研究員，東京大学先端科学技術研究センター　客員研究員
*2 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻博士課程，日本学術振興会特別研究員，フランス国立社会科学高等研究院領域社会開発学部博士課程
*3 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻博士課程

的職能を有する人材の不足や，住民との対話の不足が指摘されており，十分に機能しているとは言い難く，こうした合意形成手法の改善も必要とされている。また，2008 年 11 月 4 日に地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律が施行されており，歴史的住環境をめぐる新たな局面が予想される。

本研究の対象である，パリ市による古きパリ委員会（Commission du Vieux Paris，以下 CVP）は，歴史的記念物や遺産指定の有無にかかわらず，内部空間まで保存が望まれる歴史的住環境を有する歴史的建造物ごとに，主に内部の改変をどこまで許容するか議論を重ねている。特に，パリ市では 2008 年以降 2014 年までに社会住宅 40,000 戸を改修または新規建設により創出する政策が行われており，その創出過程において CVP は，様々な空間に関する助言をしている[文 1)]。また，合意形成手法に関しても，行政・専門家がフィードバックを繰り返して意見を出し，説得力を持って住民と合意を形成していくことのできる手法を確立している。以上の点から，CVP による歴史的住環境保全手法は日本にとって有効な知見を得ることができると考えられる。

本研究は，CVP による歴史的住環境保全手法の全容を明らかにし，日本に対する知見を得ることを目的とする。以下，歴史的変遷（２章），創造的空間保全手法及び住民との合意形成手法（３章）の順で論じていく。

2. CVP の歴史的変遷

2.1 CVP 設立の時代背景

1）都市問題の発生とパリ大改造

18 世紀のイギリスで起こった産業革命は 1830 年代から大陸に伝播し，ヨーロッパ諸国は工業化を経験した。いずれの国も多少の差はあれども，交通手段の近代化に従う都市近郊における工場建設，農村の手工業者の工場労働者への転身によって，都市近郊における労働者人口が増加した。人口の自然増加だけでなく社会増加に因って，都市が膨張するようになったのである。加えて，18 世紀中盤以降に公衆衛生が徐々に改善され死亡率が減少したことも，人口増に拍車をかけた。こうして，都市への急激な人口集中が起きたが，それを受け入れる都市基盤，特に旧市街の街路や住宅は中世以来大きく変化していなかったために，旧市街の住環境は悪化し続けた。

パリでは，旧市域の人口が，1801 年の約 54 万人から 1856 年には 117 万人に急増し[文 2)]，交通問題と衛生問題など，都市問題が深刻化した。1852 年に帝位についたナポレオン三世は「パリの大改造を実現し，庶民階級の環境を改善し，不衛生地区を取り壊し，首都を世界で最も美しい都市にする」ことを目標に，既存街路の拡幅・修正，新規街路建設を実現すべく，1852 年３月 26 日にパリの街路に関するデクレ（décret：政令，行政立法）を布告した。そして，1853 年からセーヌ県知事オスマンがパリ大改造の指揮を執った。パリ大改造によって，広幅員の直線道路，その軸線上への記念物の布置，左右対称な道路配置，沿道に整然と建ち並ぶ建築物群といった新たな都市美が形成された一方で，取り壊された記念物もあった。しかし，何を記念物として保存するかについて，学者の中でも意見が一致していなかったこともあり，取り壊しに対する批判は大きな潮流にならず，オスマンの退任後も後任者によってパリ大改造が続けられた。

2）パリの都市史調査研究

また，19 世紀前半は，パリの都市史研究が盛んに行われるようになった時代でもあった。七月王政期にフルタイムでセーヌ県に雇用されたラザール兄弟という二人の歴史家は，1844 年に『パリの街路と記念物の行政・歴史辞典』を出版している。オスマンは，パリの都市史に対する関心が高く，歴史調査を積極的に支援した。1865 年から『パリの歴史概論』というシリーズを発刊している。

このように，オスマンが歴史研究に力を入れたのは，単に都市史への関心が高かったからとも，取り壊しへの批判を少なくするためとも言われている。いずれにせよ，この時期にパリの都市史研究が大きく進展した。

3）歴史的記念物の保存

フランスでは，1790 年と 1792 年のデクレで，古い記念物の保存と，それに対する公的支出が認められた。1830 年には，内務省に歴史的記念物総監のポストが，1831 年には歴史的記念物局が創設された。そして，1837 年に歴史的記念物委員会の設置が決まり，1839 年２月 19 日の王令によって開設された[文 3)]。この委員会は，歴史的記念物のリストと修復見積もりの策定と，修復計画の検討を行った。そして 1840 年に，1,034 件の歴史的記念物が掲載された公式リストが刊行された。

1887 年３月 30 日に，通称歴史的記念物保存法が公布された。その第１条には，「歴史的または芸術的観点から，その保存が国家的価値を有する建造物は，全体もしくは一部が，歴史的記念物に指定される」と定められており，歴史的記念物の積極的な保存が法的に認められた。

2.2 CVP 設立と当初の役割

1）CVP 設立

1897 年 11 月 15 日のパリ市会で CVP の設立に関する議論が行われ，1897 年 12 月 18 日の県令によって，CVP がセーヌ県に設立された。初会議は 1898 年１月 28 日に，市庁舎で開催された。

CVP の設立を提案したのは，市会議員のラムロー氏（Alfred LAMOUROUX：1840-1900）だった。彼は，パリ

の中心部のアル地区で生まれ，そこで薬局を開き，1872年から市会議員を務めていた。アル地区は1850年から1860年にかけて大改造が行われ，リヴォリ通りの延伸によって中世の古い家々や邸宅，市場が取り壊された地区だった。彼は衛生や統計の問題だけでなく，生まれ故郷の歴史に関心が高く，文化的遺産の保存にも取り組んでおり，1884年に創設されたパリ歴史的記念物愛好会（Société des Amis des monuments parisiens）というアソシアシオンに当初から参加していた。そして，正当化しがたい取り壊しを防ぐためにも，そのような活動が行政組織によってバックアップされる必要を感じていた。

2）CVP設立当初の役割

1897年11月15日の市会でCVPの設立を提案した際，ラムロー氏は，その役割を次のように説明している。

「古きパリの遺跡を探し，それらの目録を作成し，それらの現状を確認し，保全されるように出来る限り留意し，保全が不可能な場合は残骸を収集し，工事が行われるかもしれない発掘現場と，衛生・交通・進化の観点から必要と判断されたパリの改造を見守り，オーセンティックなパリのイメージを記録することを任務としている。すなわち，パリの歴史やピクチャレスクな外観に関連するすべての発見を，議員を通じて，パリの人々に知らせるのだ」[文4)]。

CVPには，この役割に対応して，3つの小委員会がつくられた

・目録小委員会（Inventaire）

歴史家によって指摘された全てのものの目録化と，忘れ去られたものの探索を行った。第一回会議から古きパリの目録作りが提案されていたが，体系的に『パリの考古学・芸術的目録（Casier archéologique et artistique）』がつくられたのは1916年4月8日の県令以降だった。

・発掘小委員会（Fouilles）

パリとその郊外で行われる発掘の監視と，古い遺跡探しを行った。

・ピクチャレスクな芸術的な外観小委員会（Aspects pittoresques et artistique）

パリの外観を写真に記録することと，カーナヴァレ美術館に所蔵するための絵画，水彩画，パリの俯瞰画の購入に対する助言を行った。パリの街路や広場の美しい外観の変化を引き起こす取り壊しや改修の監視も行った。

なお，「パリ顕彰委員会（Comité des inscriptions parisiennes）」[注1)]の仕事を引き継ぎ，1921年10月29日に4つ目の小委員会「顕彰及び街路名小委員会」がつくられた。

3）CVP設立当初のメンバー構成

CVPのメンバー構成について，1897年の市会における提案でラムロー氏は「市会議員，行政の担当者，そして，博識者や研究者，パリの歴史愛好者などの専門家」と述べている。設立当初は，セーヌ県知事ドゥ・セルヴ（Justin de SELVES：1848-1934）が委員長，ラムロー氏が副委員長を務め，（市会で選ばれた）市会議員が10名，行政の担当者が7名，専門家（芸術家や建築家，歴史家，ジャーナリスト等）が20名，ランボー氏（市会の古文書保管人），セリエ氏（カーナヴァレ図書館），トゥッソン氏の3名が事務局長を務めた。

専門家のメンバーは，政治的ないざこざや，社会的・経済的利益団体の圧力から距離を保ちながら活動するために，パリ市長によって終身任命されていた。

2.3 CVPの活動の主要な成果

CVPの活動によって，取り壊しを免れた建物や散逸を免れた考古学的史料は多い。ここでは，CVPの活動の成果の中でも，重要なものを幾つか取り上げる。

1）『パリの考古学・芸術的目録』

1914年に第一次世界大戦が始まり，パリにおける都市改造が一時中断された。終戦後に都市改造が再開されたときに，「過去の芸術的記憶のきちんとした保全を前提とした，新しいパリの改造を求める」[文5)]ために，1916年4月8日，県知事による提案で，体系的に各区を調査し，興味深い建物と建築的要素を記録することになった。ボニエ氏（Louis BONNIER：1856-1946）の指揮のもとでCVPのメンバーが毎週パリの街角を訪問した。

外観だけでなく，木工細工で装飾されたり，古い装飾を施されたりしている住居の内装の一部分も目録に掲載された。

1921年までの5年間に10区分の書類が完成し，1922年以降は11区から20区，1928年から1932年はセーヌ県のコミューンの調査が続けられた。パリの全20区に関しては1,786件が目録に掲載された。なお，目録には掲載された時点で築20年未満の建物（ギマールが設計したアール・ヌーヴォー様式のメトロの入り口など）があった。

当初，1）価値が明白な，完璧な芸術的な調和を形成している建物，2）1と3の中間。建物の一部分，3）建物の建築的要素（扉，バルコニー，持送り，金具）の三つに分類する計画だったが，2）のカテゴリーが曖昧だったことと，3）の取り壊しが助長される恐れがあったことから，結局分類しなかった。

2）取り壊しの危機に直面した地区の網羅的な建物目録

1967年8月19日のZ.A.D.によって，レ・アル地区が取り壊され，再開発されることになった。そこで，CVP

は，階段などの建築的要素も含めて一軒ずつ写真を撮って，建物目録をつくった。この目録によって，思いもかけない建築的豊かさが明らかになった。この目録は，1967 年 11 月 6 日に CVP の議事録とフランス景観保護協会の会報『景勝地と記念物（Sites et Monuments）』に掲載された。翌年の 1968 年には，世論を喚起するために『家ごとに見る，アル地区の芸術的豊かさ』として出版された。シテ・フィナンシエール地区でも，同様に，網羅的な建物目録が作られた。

2.4 CVP の組織の変化

1）2003 年以前の変化

設立当初は 20 名だった専門家のメンバー数の増加に歯止めをかけるために，県知事が 1927 年に 40 名と定めたことと，1941 年 4 月 15 日の県令によって，続けて何回か欠席した場合は辞職とみなすと定められたこと以外，CVP の規則はなかった。

一方，1960 年代半ばから始まったフランスの地方分権の結果，パリ市長が公選制で選ばれることになり，1977 年 3 月 25 日にシラク氏がパリ市長に就任した。これに伴って，設立当初からセーヌ県知事が委員長を務めていたが，パリ市長が務めるようになった。

事務局長は，議事録の編纂や小委員会のコーディネートを担当しており，当初は複数人いたが，1950 年頃から一人になった。1954 年に事務局長に就任したフルリー氏（Michel FLEURY：1923-2002）は，2002 年まで 48 年間，その地位にいた。

このように，1898 年からメンバー構成も役割もほとんど変わっていなかったことが，CVP が継続してきた理由だったが，時代に逆行した組織となっていた。2001 年に政権交代が起き，130 年ぶりに左派のドラノエ氏がパリ市長に就任したこともあり，2003 年に CVP の規定が新たに作られた。

2）2003 年に作られた CVP の規定

2003 年に作られた CVP の規定では，市長，パリ市会議員 14 人，パリに関する知識で評判の高い人物（科学者，芸術家，作家，著名人，大学教授，パリ住民の意見を代表する SOS パリ及びパリ・ヒストリック等のアソシアシオンの代表など）40 人が，パリ市長のアレテ（arrêté：行政決定）で任命されることとなった。メンバー数に変化はなかったが，任期が終身制ではなく，市政権の任期と同様となった点が大きな変更点だった。また，2003 年にはパリ市文化局（Direction des Affaires Culturelles de la Ville de Paris）の下にパリ建築考古学史課（Département Histoire de l'Architecture et Archéologie de Paris：DHAAP）が 2003 年に出来，CVP の事務局となった。

以上のように，2003 年以前の体制で見られた，CVP の硬直的で保守的な側面が変化することとなった。その結果，CVP の 100 年余の伝統的な議論のノウハウを維持しながらも，市の組織でありながら独立した諮問機関としての立場を確立した。

3. 創造的空間保全手法及び住民との合意形成手法

3.1 2009 年現在の CVP の組織体制と作業の流れ

パリ市において，建物に関する全ての取り壊し許可の申請は，都市計画課（Direction de l'Urbanisme：DU）に申請することになっている。DU はこれらの申請を受け取った後で，すべての申請案を CVP に送り，CVP は全てに目を通すことになっている。

1）書類審査

これらの申請に対して，CVP 内で，先に書類審査が行われている。書類審査の結果，建物の遺産的価値が低い申請，または改修する規模が小さい案件はこの段階で，取り壊し許可の発行を認め，DU に対しての意見の表明はしない。

2）事前会議

委員会に残された案件は事前会議において，第一段階の議論することになる。事前会議のメンバーは CVP の事務局長を含めた四人と招聘された専門家，歴史家，建築家である。この段階で，現地視察調査が必要な建物について，申請者（建物所有者等）に建物調査を要請する。そして，もっと討論すべき申請案は月例会議において再議論することになる。また，事前会議で取り壊し許可を認めた申請案は DU に返却する。

3）月例会議

月例会議は月 1 回行われている。その 2 週間前に事前会議が行われている。月例会議に参加するメンバーは事前会議のメンバーを中心に，パリ市長と各党の市会議員を 1 人ずつと 3 つの市民団体（アソシアシオン）である。月例会議において，事前会議において議論すべきとされた案件と建物調査の結果が含まれ，説明後に案件について，討論する。月例会議の中でも，建物調査の要請も提出される可能性がある。

4）建物調査

建物調査の要請について，CVP の事前会議と月例会議で，CVP は議論後，必要がある建物について，建物調査の要請を申請者に申し込む。ここで，申請者は拒否する権利がある。一方，建物調査の要請を許可した案件について，CVP のメンバーが調査に入る。

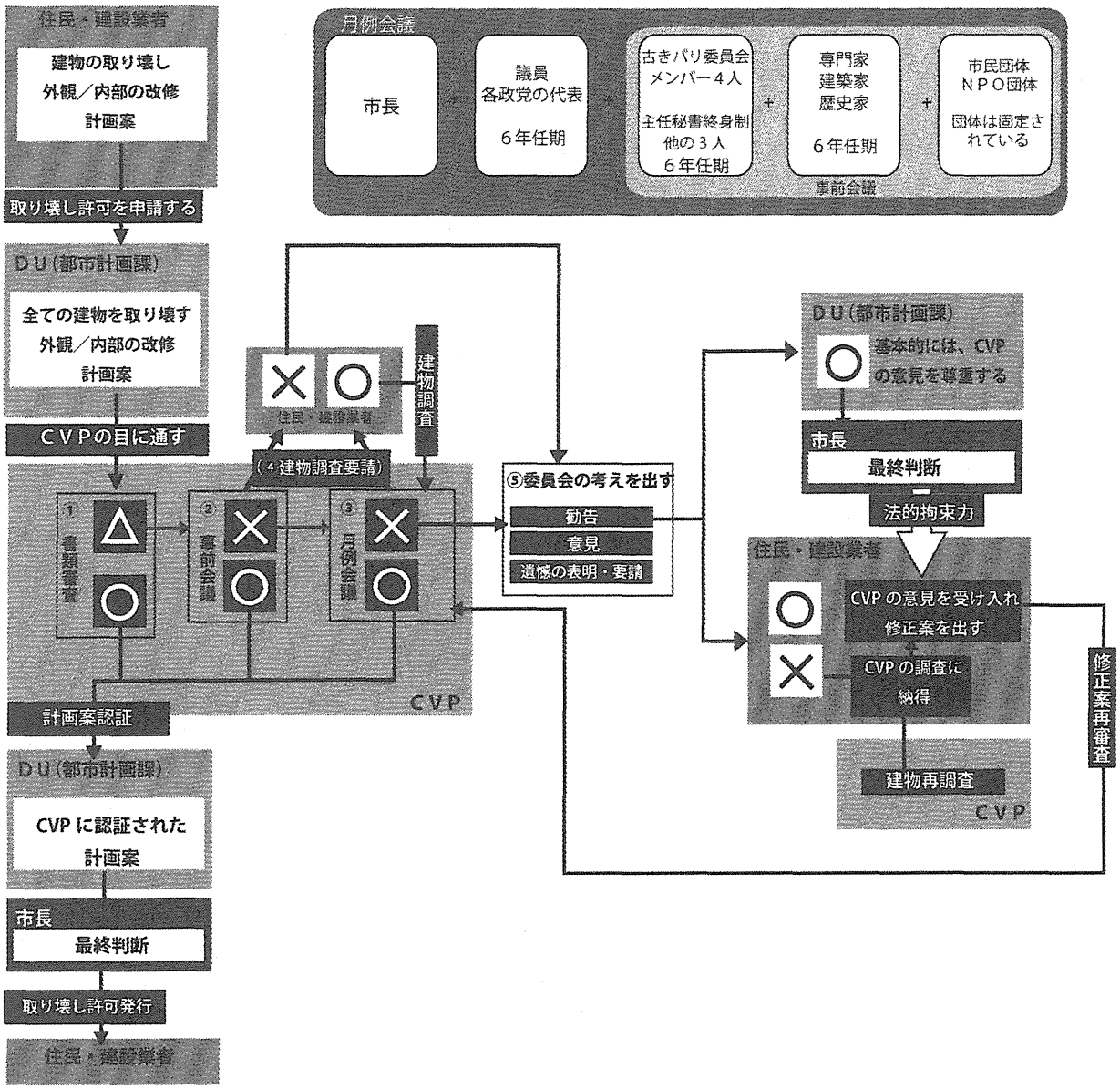

図 3-1　2009 年現在の CVP の組織体制と作業の流れ図

基本的に，申請案の計画者（建築家や設計事務所）が計画図面を持ち，現場で取り壊し計画を説明する。建物の重要性が高い，もしくは取り壊し規模が大きい計画案の場合は，CVP のメンバーが全員視察調査をすることになる。

5）申請案に対する考え

月例会議が行われた後で，CVP が結論を出す。ここで，申請案への勧告（voeu），申請案に対する意見（avis），計画を拒否していないが，遺憾（regret）の表明及び忠告(recommandation)などを出す。この結論は同時に DU と申請者の元に送られる。DU は CVP の結論については，原則的に尊重している。ただ，パリ市長には最終的な決定権がある。申請者は，勧告を受けたあとで，修正案を提出できる。しかし，CVP の考えに対して，拒否する権利もある。拒否された後に，CVP が今一度詳細に調査し，申請者を説得する動きが頻繁に見られる。また，申請者が拒否した場合でも，DU が CVP の意見を考慮して取り壊し許可の発行可否の審査を行うので，申請者は許可が貰えない可能性がある。

3.2　事例選択基準について

本研究は以下の基準で手法検討の為の事例を選択した。

①2003 年以降に住宅に転用された事例を抽出する。

②CVP が出した勧告等が多い事例を抽出する。

③ヒアリングから，注目すべき事例を抽出する。

④住宅全般の事例から遺産レベルに応じて代表的な事例を抽出する。遺産レベルは，歴史的記念物，PLU [注2)] によって保護された建物（PVP），いずれにも指定されていない建物で分類した。

⑤建物の中の重要な要素を扱っているものも扱う。

①について，「2.4 CVP の組織の変化」によると，

2003 年に CVP の規定が大きく変わったことが分かった。この変化により，CVP の行政内の位置づけが再定義された。そこで本研究では，2003 年以降の事例を選定した。また，パリでは，近年，住宅不足の社会的問題がみられている。そのため，本研究は，元々住宅ではない建物を住宅に転用する事例に着目した。

②について，本研究は CVP の諮問機能について，考察することを目的としている。そのために，CVP が多数勧告等を出している事例について，考察する価値があると判断した。

③について，CVP メンバーらに住宅転用事例の中で，重要だと考える事例をヒアリングで聞き，抽出した。

④について，住宅全般に関する事例ということは，ファサードや部分的な改装だけではなく，住宅全体を含めた改修事例であるということである。フランスでは遺産的価値があると認められた建物は，主に歴史的記念物法に定められた歴史的記念物か，パリ市独自の分類として PLU により保護された建物（PVP）に指定されている。本研究はこの２種類の遺産レベルと指定の無い建物の事例を扱うことにした。

⑤本研究では，建物が転用される際に，表層化を防止するのは重要なことと考えた。調査によると，CVP が結論を出す時に，階段についての意見が多いことが判明した。それは，パリの建物において，階段は遺産的価値が高い要素として評価されているからであり，建物全体ではなく，こうした代表的要素の保全の事例も扱うべきと判断した。

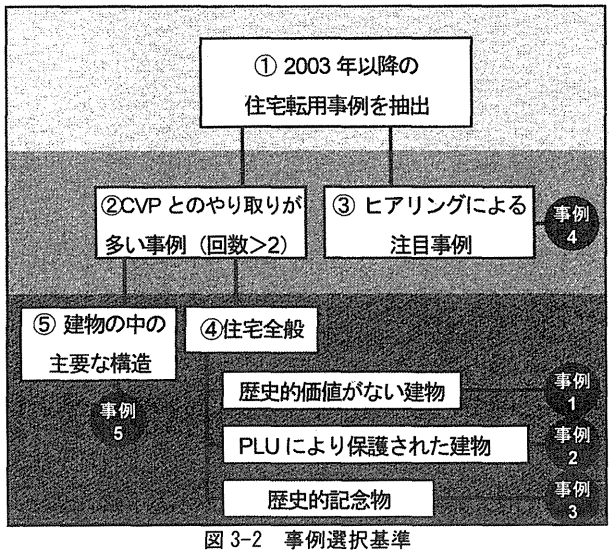

図 3-2　事例選択基準

3.3　各事例における分析

1）17 区ペレール大通り 69B 及び 71 番地

①建物概要

大きな区画に，主に３つの建物が建てられていた。1901 年に，エコール・ポリテクニークとエコール・サントラル受験準備学校の為に，U 字型の建物が中庭を囲んで建設された。この建物の脇には，アール・ヌーヴォー様式のセラミック装飾のファサードを持つ邸宅が併設されていた。この建物の内装は，数年前までは良く手入れされていたが，現在では，部分的に破壊されている。この邸宅の正面に，1921 年に，地方省のための建物が鉄骨造で建設された。これらの建物は，エマウス共同体（Communauté d'Emmaüs）注3)が管理する緊急宿泊センターとして利用されている。

社会住宅設置と宿泊センター再整備計画が，この敷地に計画された。U 字型の建物周辺の中庭を閉ざすように中央に翼廊を増築して，区画を２つに分割する。そして，邸宅と鉄骨造の建物は社会住宅，U 字型の建物はエマウスセンターとして利用する。この計画のために，全ての建物において，階段を体系的取り壊すことと，中間階を新たに作るために通り沿いの建物の床の一部分の取り壊すことが予定されている。

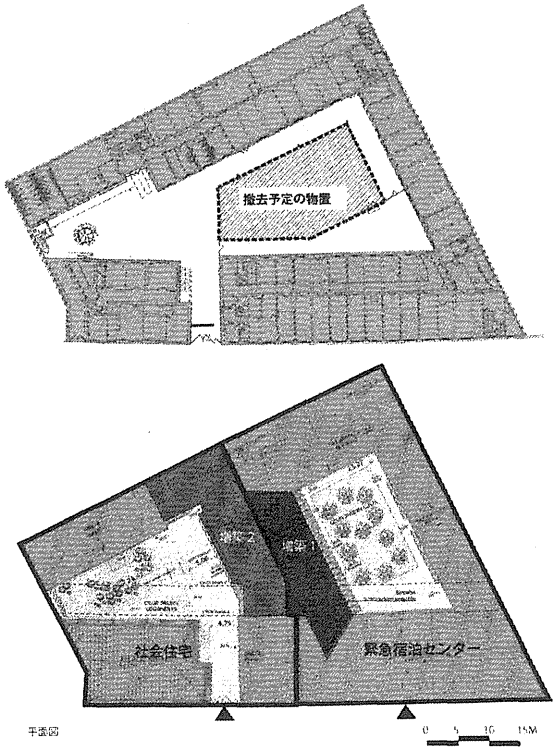

図 3-3　ペレール大通り 69B 及び 71 番地の計画
（上：現状，下：計画）

②合意形成手法

この事例においては，社会住宅とエマウスによる緊急宿泊センター設置の必要性を考慮して，2007 年４月３日の月例会議で CVP が遺憾の意を表明しただけで，計画の見直しを求める勧告は出さなかった。

③空間保全手法

エマウスの緊急宿泊施設に反対する近隣住民が，歴史的建造物の保護を口実に計画に反対したために，屋根とファサードを保存することになった。そのために，元の

建物の１階から２階の空間を，２階の床を全面的に取壊すことによって３階分にすることになり，ファサードと内部空間の不一致が起きた。

当時の事務局長であるロワイエ氏によれば，真の歴史的建造物の保存が行われなかったということだった[文6)]。

この事例については，社会的状況と，歴史的遺産として保護されていないという建物の価値から，結局ファサードのみの保存という結果になった[文7)]。

2) ラ・ルノディエール邸（８区ヴェルネ通り 33 番地）

①建物概要

この建物は，1860 年代に建設された，芸術家のアトリエが併設された古い大邸宅であり，当時の別荘建築のピクチャレスクな特徴を備えている。1891 年には，コッセ・ブリザック伯爵のために建築家ポール・バルバル氏によって改築されている。現在，PVP に指定されている。

2006 年 10 月 23 日付けの計画では，通り沿いの住居片翼と中庭側のアトリエの間に位置する部分に，住宅とオフィス用途のための大規模な改修が検討されていた。これにより，通り沿いの建物の高さを高くするか，もしくは，通りに面して管理人室のあった場所に片翼を増築する計画となっていた。

②合意形成手法

2006 年 11 月 22 日の月例会議[文8)]で，CVP は，取り壊し許可に反対することを勧告した。この勧告を受け，不動産会社が 2007 年１月 11 日[文9)]に新たな取り壊し許可を申請した。

新たな取り壊し許可申請では，2006 年 12 月の勧告が受け入れられていた為，CVP は結果に満足し，2007 年３月６日の月例会議で勧告を撤回した。この事例においては，CVP の見解が取り壊し許可申請者に受け入れられ，建物のもつ遺産的な価値を基礎として，合意形成が図られたことが分かる。

③創造的空間保全手法

改修計画前，この建物はオフィスが 11 部屋のみであり，居住スペースはなかった。当初の改修計画の図面を見ると，元のオフィス空間を一部分割し，２つのスタジオタイプの部屋とメゾネットタイプの部屋を設置することになっていた。また，一階の部分には，会議室を設ける予定だった。減少したオフィス空間は既存のガレージを取り壊し，新しい建物の中に設ける予定とし，三階建てのガラス張りの建物が同じ場所に計画された。新たに建てられた建物は，圧迫感を解消し，採光に配慮しガラス張りとなった。しかし，CVP は計画に反対する勧告を出した。この時 CVP は，計画後に建物の優雅さと均衡が崩れることを主張した。提案者がこの意見を受けて，管理人室の場所に増築予定だったガラス張りの建物の建設を断念し，古きよき町並みに配慮する計画案を再提示した。CVP は再提示された計画案を受け入れた。

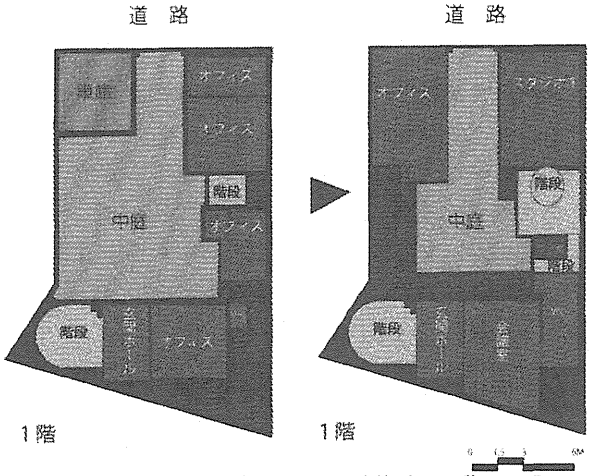

図 3-4 ラ・ルノディエール邸改修計画１階平面図
（左：現状，右：計画）

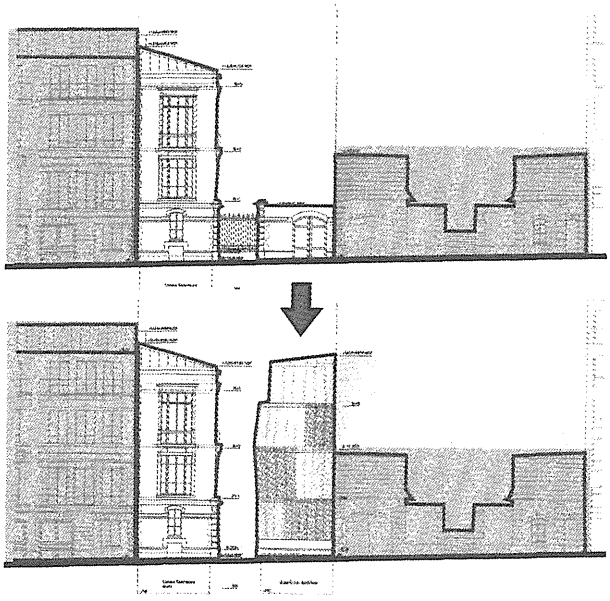

図 3-5 ラ・ルノディエール邸改修計画立面図
（上：現状，下：計画）

3) ランベール館（４区サン・ルイ島通り２番地及びオンジュー岸１番地）

①建物概要

ランベール館は，当時最も偉大な芸術家の一人であった，ルイ・ル・ヴォーの若年時代の作品であり，最も美しく，ルイ 13 世時代末の大邸宅にしては保全状態の良い建物の一つとして知られている。フランスの最も偉大な遺産的至宝の一つで，1862 年に歴史的記念物に指定されている。屋根裏階に実現されたジャン・バプティスト・ラッシュのデザインによる装飾などの近年の介入も，主要要素として保全されている。

この大邸宅を豪華な住宅へと改修する計画があり，間取り，技術的設備，そしてとりわけ，全てに浴室が設置される予定の 10 数室の個室とゲストルームの創出が，多くの変更をもたらす。（２つの既存のものの代わり

に）４つのエレベーターと料理用リフトの設置が予定されている。中庭もしくは庭園の地下に駐車場の設置が予定されている。建物全体に管で結ばれた中央冷暖房設備も予定されている。

この時代の建物で通常行われる修理と修復に加えて，オリジナルと推測される状態への修復（壁上部の装飾，存在が仮説的な火壷等）が計画されている。また，要求された快適さの基準（全ての窓の改変）と，新しいプログラムの要素（大階段上の屋根裏を高くすることと，車両の通過の為に岸側の庭園の壁を高くすること，偽窓の貫通）への適合も含まれている。

図 3-6 ランベール館の改修計画を巡る新聞報道[文22)]

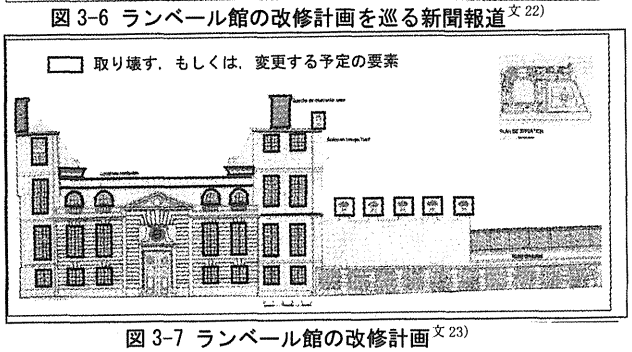

図 3-7 ランベール館の改修計画[文23)]

②合意形成手法

2008 年 12 月 18 日の月例会議において，CVP は予定されている整備計画に対する勧告を表明した。これを受けて 2008 年 12 月 23 日，パリ市長ベルトラン・ドラノエ氏は，文化省のクリスティーヌ・アルバネル氏にあてて，ランベール館の改修計画が，「深い調査の時間を取り，遺産の問題に関する議論に集中した，独立した改修の条件が得られるよう，再考される」ことを「望む」旨の書簡を書いた[文10)]。その後，議論を受けた計画の改善案が歴史的記念物中央審議会に提出された，３月９日に，歴史的記念物中央審議会は，改善案が「好ましい」という意見を文化省に対して表明したが，条件の忠告が付いていた[文11)]。CVP は，２月 28 日と日付がつけられ，３月 16 日にパリ市に提出された書類は，2009 年３月９日の歴史的記念物中央審議会により発せられた遺産的な忠告を考慮していないことを指摘した。そこで，CVP は 2009 年４月１日の総会において，計画に反対の勧告を維持することを決定した[文12)]。その後の，2009 年５月５日の CVP 総会において，ランベール館の改修計画者で歴史的記念物主任建築家であるアラン・シャルル・ペロ氏による発表においては，パリ市に提出された書類と比較して改善が見られたが，CVP は要求を出した[文13)]。

2009 年５月 15 日に，ドラノエ市長は，歴史的記念物中央審議会の出した条件下で文化省のアルバネル氏が工事許可の判断を下す時期が迫った為，彼女に対して，忠告を発した[文14)]。しかし，2009 年６月 16 日にアルバネル氏は工事に対して，そのまま青信号を出してしまう[文15)]。

この為，2009 年８月 10 日 CVP に代表が参加しているアソシアシオンパリ・ヒストリックは，ランベール館への工事に対して上訴に踏み切った。パリ・ヒストリックは，文化省のアルバネル氏の青信号の決定に対し，停止・拒否または撤回を求める，パリ行政裁判所への２つの上訴，国への１つの特赦請願を提出した[文14)]。その結果，パリ行政裁判所が急速審理で 2009 年９月 15 日に「偉大な作品に何もしないよう，無期限の全工事の執行停止」と判決を出した[文15)]。

③空間保全手法

最初の計画案に対する空間的な議論は，以下のとおりである。

この建物は，装飾，イタリアのロッジアにインスパイアされた印象的な正面階段とセーヌに面したバルコニー[注4)]を持ち，全世界的に有名な個人邸宅である。そのため，CVP が意見を表明しなければならないと言うものである。今回の議論で，「オリジナル」と言われる状態を作り出す為に歴史的重層性を否定し消去する修復計画を，常識はずれと CVP が判断した。また，１枚の版画によるのみで根拠が薄い火壷を修復する計画に対し，疑問が多かった。

CVP のあるメンバーは，空調用配管を挿入し，地下駐車場の入り口を設置し，床を設置し，間取りを変更するという，整備の大規模さと建物に与える影響を強調した。その結果，冷暖房と電気系統のためのネットワークの取り付けは建物とその装飾の統合性にとっての現実的なリスクを示していることを確認した。また，既存のガレージも保全するよう提案した。

計画による PLU の規則の観点からも疑問が出された。また，岸に面する境界の家の共有基礎の消失と PLU を修正するより損傷が少ない車のアクセス方法を探すための議論が行われた。

以上の議論をうけて，CVP は予定されている整備計画に対する勧告を表明した。エレベーターや冷暖房設備や浴室といった快適性の為の設備が各部屋に与えられた 10 余部屋が設置され，既存の間取りといくつかのオリジナルの建築的仕掛けが犠牲になり，装飾と構造が傷つ

けられるリスクがある，予定された工事の規模と過激さに，CVP は反対した。さらに，外部の全ての建具（17 世紀から 20 世紀に建設された）の除去と，未完成のまま伝えられてきた建築的オブジェを完成させようという意志に反対した。そして，中庭と庭園の地下における大規模な技術的設備，特に駐車場に反対した。これによって，アンジュ河岸側に駐車場の出入口がつくられる計画だが，その扉と囲い塀が高くなることによって，ユネスコの世界遺産に登録されているセーヌ川に面する，ランベール邸と隣の建物に共通の基礎の統一性が台無しになってしまうからだった[文16)]。

新たな計画案で修正した点と CVP が不安と考えている空間的ポイントは以下のとおりである。

アラン・シャルル・ペロ氏が発表した新たな計画案では，以下のことが改善された。すなわち，エルキュルのギャラリー下への浴室設置の断念，中庭下への板張りの立坑壁による駐車場建設の断念，岸に面した壁を貫通させる駐車場への正面入り口の消去，19 世紀のガラスとラッシュ氏がデザインした階段の保全，17 世紀から 18 世紀のガラス窓の保全，ランベール氏の部屋の 17 世紀の天井の貫通の断念である。しかしながら，指摘され具体化された改善点を持ってしても，ある程度の不確実な点が残り（冷暖房設備に関係した水道ネットワーク，庭園下への板張りの立坑壁による駐車場建設の規模と方法等），いくつかの発言に関係して疑問も残った（ランベール氏の部屋へのエレベーターの設置，新ゴシック様式の記念物である暖炉の除去，図書館の玄関の間仕切，オリジナルの間仕切に関するいくつかの要素の改変等）。また，遺産的選択の妥当性（いくつかの装飾の復元の参考資料の時期，天窓の再建または除去，至る所への火壷の設置，岸側の手すりの低層壁の再上昇，地下への駐車場設置）の疑問もあった。

アソシアシオンによる訴訟の空間的なポイントは以下のことであった。建物を脆弱にする危険がある地下の駐車場と機械室，一段高くなった囲い塀，豪華な部屋へのエレベーターとトイレ，換気，内部の改修等である[文14)]。

この建物は歴史的記念物のため，以下の議論も会議中に行われた。まず，CVP とパリ市が関わることの合法性である。CVP は，異なった組織間の能力の問題を越えて，美の疑問に関わる為，CVP は意見を述べると反論した。また，問題の政治的本質も強調され，アソシアシオンのみで計画に反対し遺産を保護することにならないように，市長がこの計画に反対することが要求された。この重要な書類に関して CVP が主要な立場を定めるべきとの意見は多数に指示された。それから，ダニエル・カサノヴァ通り 29 番地の 18 世紀の階段の改変を拒否した後でこの計画を受け入れるなら，CVP に一貫性がなくなるであろうことも主張された。次に，審議機関として歴史的記念物中央審議会に代わる，特別学術委員会の設置を訴えると共に，この書類の指導を詳細化する，例外化の手続きが，受け入れられるものではないと述べられた。

最後に訴訟の結果を受けての，社会的な反応について述べる。パリ・ヒストリックの勝利は，市民から有識者までを含む 8,000 通の署名や，問題に対する社会的な関心の高さからもたらされたものであったと考えられる。連日，パリの各紙は進展がある度に細かくこの事件を報道した。判決は，建物の重要ないくつかの部分において予定された計画の正確な性質と規模に関して計画の白紙部分が，計画の結果と地下への予定の建設の全体構想を得ることを難しくしていること，及び屋根裏階のオリジナル間取りの再建に関する歴史的記念物中央審議会による指示の不明確さを指摘した[文25)]。

4）9 区サン・ラザール通り 59 及び 61 番地の建物

①建物概要

この建物は，ユージェン・リキャールによる 1889 年のブルジョワ賃貸住宅で，著名なチョコレート製造業者のオフィスとして各階が使われた。現在，OPAC [注5)]が個室 130 戸を含んだ若者労働者住宅の創造の為の，大規模な内部改修を予定している。通り沿いの全ての階における，多くの間仕切壁の除去にも関わらず，天井の装飾は保存状態がよく，十分美しいものを含む多くの既存の暖炉が残っている。計画は，２つの主要な美しい階段を保全し，面積を得る為，サービス用の階段のみが取り壊される。しかし，くり型は保全するが，住宅の低層部の間取りを完全に変性させてしまう偽天井を設置することで間取りを再配置する為，部屋の間仕切壁を取り除く（構造壁には触らない）ことが予定されている。また，この機会に，体系的に暖炉を取り除くことが予定されている。

②合意形成手法

CVP は 2007 年 1 月 25 日の月例会議以前に，建物の調査のため見学していた。また，CVP が遺産の保全と計画の齟齬の観点から，申請者の計画作成者である建築家に質問をしたところ，計画には最小限の部屋の設置のみが計画されており，遺産を保全する為には単純に内部の空間の数を削減すれば良いとの回答があり，実際に CVP の遺産評価を踏まえた部屋数の削減の意図が見られた[文17)]。

2007 年 1 月 25 日の月例会議において，遺産の保全と新たな設備要請の設置との間で CVP は常に悩んでおり，建物は若年労働者の為の住宅への改修計画により大きく苦しんでいる，勧告を発するとすればそれは嘆きの為であるとのロワイエ氏のコメントがあったが，CVP は既存の装飾，とりわけ天井の既存のくり形の保護と，発表された再改修計画における暖炉の異なるモデルの保全を忠告するに留まった。また，加えて CVP は，1889 年のブルジョワ建築物の優雅な間取りに適応するよう，若年労

働者世帯計画が修正されなかったことを強く遺憾に思うことを表明した[文18)]。

③空間保全手法

中庭の大階段については，保存されたため，議論は行わなかった。1890 年頃に建設された十分美しい質の，２つの大階段を含むブルジョワの建物がある。身体障害者用のエレベーターケージを設置する為にいくつかの入り口を開口し，小さな階段は取り壊されるが，２つの大階段は保全される。

偽天井については，偽天井の下におけるむき出しの，全ての階にあったと思われるいくらかの装飾に関する議論があった。建築家と共に見学した天井の装飾は，偽天井を再配置し，古いくり形をこの下で保全するかの問題であったが，少なくともくり形が保全される為，CVP は偽天井の原則に関しては了承するとマルコヴィック氏は述べていた。また，間仕切壁に関しても，構造壁の改変が無い為，特に問題は起らなかった。

暖炉については，見学の際に，少なくとも４階分に大変美しいルイ 16 世様式の暖炉が残っていることが判明した。暖炉は排気口と同時に除去予定である。暖炉は，OPAC によって分解，再修復される為，CVP にはどうなるか予想がつかないため，明らかにより重大な問題であった。マルコヴィック氏によれば，明らかにキャパシティをオーバーした計画の，空間との暴力的な齟齬であった。また，ロワイエ氏によれば，以下のようなパリの技術史的観点から，興味深い点が発見された。それは，ガラス製の暖炉の上の飾り鏡の背後についてである。CVP は職工長または建築家の手書きによる，設置された暖炉のモデルの名称を発見した。暖炉が無い部屋には「控えめな」と記され，色彩が記されている。これは，設置されるかは分からない「控えめな」モデルであり，修復の余地があると考えられた。それは，企業のカタログから選択できる比較的新しいシリーズのモデルであった。そこで，暖炉を保護できないことはかなり遺憾であった。しかしながら，若年労働者にとって，住みやすさを優先すべきであるとの結論に至った。また，そうした際にも暖炉の一つのモデルは保全できるという意見が採用された。

全体計画については，ロワイエ氏は，全ての間取りを破壊し，かなり不躾な方法でそれを覆い隠す為，遺産の保全と新たな設備要請の設置との間で CVP は常に悩んでおり，建物は若年労働者の為の住宅への改修計画により大きく苦しんでいるとコメントした。

5) 17 区のピエール・ドゥムール通り 83 番地及びプロニー通り 95 番地

①建物概要

建築家ルメニルにより 1883 年に建設された建物群の中庭に面した部分である。

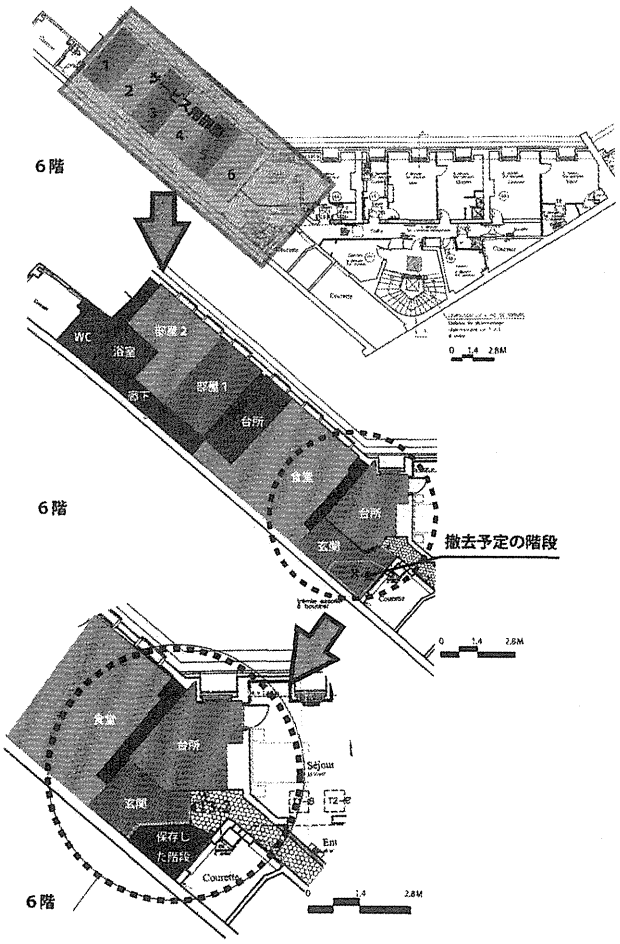

図 3-8 17 区ピエール・ドゥムール通り 83 番地の改修計画

屋根裏階のサービス用の部屋をアパートに変え，６階のサービス用階段を撤去することが予定されていた。

②合意形成手法

2006 年５月 23 日の月例会議[文19)]において，CVP は屋根裏階の主要な間取りを保全する為に，サービス用階段を維持するよう勧告を出した。2006 年 12 月 20 日の月例会議において，CVP は建物所有者が問題の階段を保全するように計画を変更したことが明らかになった為，勧告を撤回した[文20)]。

③空間保全手法

この事例では，当初，屋根裏の６つのサービス用の部屋を１つの２LDK の住居に転用すると同時に，他の現存の居住スペースの水回りのスペースも一緒に整備することと，サービス部屋にアクセスするための階段を取り壊して，新しく整備する住居のエントランススペースを設けることが，計画されていた。

ロワイエ氏は，新たに小さなキッチンを作るための３～４㎡を得る為に，サービス用階段を取り壊すことは，無意味と考え，間取りの維持を求める勧告を出した[文21)]。

これはパリの建築物の遺産的要素として一般的な特徴である階段を扱う事例だった。

現代社会において，サービス用の部屋の必要性がなくなった。しかし，CVP が「階段」という要素を保全すべ

きと示した。提案者はCVPの勧告を受け入れて提案を修正し，この階段を残す計画を再提示した。そして，CVPが修正案を認め，計画を実行できるようになった。

CVPが勧告や意見を出した他の事例を見てみると，現代社会の生活に適応させるために，階段を壊し，エレベーターなどを新設する計画が多くある。これに対して，CVPは階段の保存を主張することが多い。階段には，つくられた時代の特徴が刻み込まれており，フランスの建物にとって一つの主要な要素と考えられる。生活を便利にするために，建物の中身をすべて現代的なものに変更すると，古い建物の箱だけを守ることになる。そこで，階段を残すことが「表層化」を阻止する一つの手段になっていると考えられる。

4. 結論

歴史的変遷に関しては，CVPが1897年の設立から今日まで100年以上続いてきたのは，行き過ぎた都市破壊に歯止めをかける機関が社会的に必要性とされてきたことも一つの理由と考えられるが，むしろ，メンバーの終身任命制，特に半世紀近く同人物，フルリー氏が事務局長を務めたという理由の方が大きいと考えられる。

しかし，2003年にこうした旧体制から，より柔軟性のある新体制へ移行した今日，CVPにおいてより評価できるものは，アーカイブを有した諮問機関としての機能だと考えられる。ファサードのみならず建物内部の装飾も含めて価値のあるものを記録し続けてきた地道で継続的な『考古学・芸術的記録』が，CVPが各取り壊し許可審査に助言をし，勧告を出すという，現在の作業につながっている。

以上の点を踏まえて，合意形成手法から得られる結論としては，まず，CVPの適切な指摘が，勧告を通じて双方に納得のいく合意形成がなされた事例がある。保全すべき要素を指摘したCVPの勧告が受け入れられた例として，最終的に典型的な建築面積増加方法である中庭での建て増し改修に，優雅さと均衡が保全された8区のヴェルネ通り33番地の建物がある。また，特徴的な建築要素保全の例として，同じく勧告が受け入れられ保全されながらも適切な形で建物が刷新された事例として，17区のピエール・ドゥムール通り83番地及びプロニー通り95番地の建物が挙げられる。また，また，ランベール館の事例においては，国との意見の齟齬にも，保全に関して適切でないとの勧告を一貫して主張し続け，パリの住民の意見を代表するパリ・ヒストリックを後押しし，最終的には改修計画の無期限停止へと至ったような，パリ市の内部にありながらも，独立した意見を主張し世論を喚起し勧告の遂行へと至る，強い推進力を有することが明らかにされた。一方，保全すべき要素が存在するものの，社会的要請から遺憾の表明に留まった為，結果として汎用な建物へと改変されてしまった9区のサン・ラザール通り59及び61番地の建物がある。また，17区のペレール大通り69B及び71番地の建物では，同様に，社会住宅の供給という圧力により，プログラムの密度の高さを遺憾として表明する様に留め，ここでも，保全を主眼におきながらも可能な範囲で社会の要請に応え，DUや建物所有者との合意を図っていく手法が見受けられる。

創造的空間保全手法から得られる結論としては，まず，CVPは表層化を阻止するために，建物の代表的要素を保全する意見がよく見られた。調査によると，最もよく議論された要素は階段である。17区のピエール・ドゥムール通り83番地及びプロニー通り95番地の事例では，申請者はCVPの勧告を参考にし，階段を保全したことが明らかになった。建物の特徴的な要素は国により異なるが，ファサード以外で，建物の空間的な構造に着目すると，より質が高い保全・転用の仕組みが遂行できると考えられる。

また，CVPは8区のヴェルネ通り33番地の建物の事例において，PLUで保護された建物の取り壊しを阻止し，更に，建物の優雅さと均衡を崩す現代的な建物の建築を阻止したことで，パリの調和のとれた古い街並みを守った。

しかし，住居不足の問題に直面したCVPは空間面では強く計画の修正の要請ができなかったことが，9区のサン・ラザール通り59及び61番地の建物と17区のペレール大通り69B及び71番地の建物の事例に見られる。これらの事例は，過密な転用が建物の価値を犠牲することになったと言える。だが，社会的な圧力はCVPが改修の条件を飲まざるを得ない一因と考えられる。

最後に，ランベール館のような歴史的記念物を現代的な住居に改変することはまたこの大きな流れの一つと考えられる。しかしながら，現代生活に応じて，大規模な改修が予定された計画は，CVPに強く反対されている。歴史的遺産の住居への改変方法はまだ検討する余地があると考えられる。また，そもそも，このように遺産的価値が高い建物を現代的な住居にする必要性についても考え直さなければならないだろう。

CVPの意見は空間的な歴史的要素の保全と，表層化の阻止に対してある程度有効であり，オーダーメイドの創造的空間保全を行っていると言える。しかしながら，保全と開発のバランスをとっていくことは，まだこれからの課題と言える。

そこで，日本への知見としては，保全に一貫的な立場を持つが多様な所属の専門家や住民代表メンバーからなる，アーカイブ機能を有する諮問機関を設置し，その機関がアーカイブを参照しながら，都市更新の申請に対する勧告等を通じて更新の申請者と直接的に合意形成を行い，社会的な要請を十分に考慮しながら各事例に応じた

創造的空間保全を行っていく手法が有効であることが考えられる。

<注>

1) 1879 年に設立された。1879 年 3 月 10 日の県令によると，その役割は，「パリ市の歴史に関係のある出来事や人物の記憶を後世に伝えるため，研究と調査をする」ことである。
2) 地域都市計画プラン（Plan Local d' Urbanisme : PLU)
3) エマウスは 1949 年フランスで神父アベ・ピエールによって創立された弱者保護と協力の為の団体。
4) 鳥海基樹：ルーヴルの小ギャラリーの設計図に於けるバルコニーの発現，日本建築学会計画系論文集，第 564 号，pp.331-338，日本建築学会，2003.2 によれば，ランベール館のバルコニーはルネサンスにおいてセーヌ河が発見され，実地的審美化される為の景観的足場であった。
5) 整備建設公社（Office Public d' Aménagement et de Construction）である。

<参考文献>

1) Mairie de Paris : Logement social à Paris en 2008: une dynamique en marche pour atteindre la loi SRU avec 6ans d' avance, p.2, 2008
2) 松井 道昭：フランス第二帝政下のパリ都市改造（OD 版），日本経済評論社，2003.03
3) 西村幸夫：都市保全計画，東京大学出版会，2004.9
4) TIBERI Jean : Introduction, dans FLEURY Michel et al. : Cent ans d'histoire de Paris l' oeuvre de la Commission du Vieux Paris 1898-1998, pp.11-14, Ville de Paris, 1999.01
5) BABELON Jean-Pierre: Le Casier Archéologique de la ville de Paris, dans Cahiers de la Rotonde, No.1, pp.9-14, 1978
6) Commission du Vieux Paris. 《69B-71 boulevard Pereire (17ᵉarr.)》, Compte rendu, séance du 3 avril 2007, pp.22-23
7) Mairie de Paris : Extrait du compte rendu de la séance du 3 avril 2007, 頁番号無し
8) Commission du Vieux Paris. 《33 rue Vernet (8ᵉarr.)》, Compte rendu, séance du 22 novembre 2006, pp.22-23
9) Commission du Vieux Paris : Compte rendu dactylographique, séance du 6 mars 2007, pp.103-104
10) EVIN, Florence. 《M. Delanoë refuse la rénovation de l' hôtel Lambert》, LE MONDE, 2008 年 12 月 25 日
11) Mairie de Paris : COMMISSION DU VIEUX PARIS SEANCE PLENIERE DU 1er AVRIL 2009, 頁番号無し
12) Mairie de Paris : COMMISSION DU VIEUX PARIS SEANCE PLENIERE DU 5 MAI 2009, 頁番号無し
13) EVIN, Florence. 《M. Delanoë défend l' hôtel Lambert》, LE MONDE, 2009 年 5 月 17 日
14) EVIN, Florence. 《Recours de l' association Paris historique contre l' autorisation des travaux sur l' Hôtel Lambert》, LE MONDE, 2009 年 8 月 14 日
15) EVIN, Florence. 《Travaux Bloqués à l' Hôtel Lambert》, LE MONDE, 2009 年 9 月 17 日
16) Commission du Vieux Paris. 《2 rue Saint Louis en l' Ile, 1 quai d' Anjou (4ᵉarr.)》, Compte rendu, séance du 18 décembre 2008, 頁番号無し
17) Commission du Vieux Paris : Compte rendu dactylographique, séance du 25 janvier 2007, 頁番号無し
18) Commission du Vieux Paris. 《59-61 rue Saint-Lazare, 50 rue de Châteaudun (9ᵉarr.)》, Compte rendu, séance du 25 janvier 2007, pp.14-15
19) Commission du Vieux Paris. 《83 rue Pierre Demours, 95 rue de Prony (17ᵉarr.)》, Compte rendu, séance du 23 mai 2006, p.15
20) Commission du Vieux Paris : Compte rendu dactylographique, séance du 20 décembre 2006, p.96
21) Commission du Vieux Paris : Compte rendu dactylographique, séance du 23 mai 2006, pp.102-103
22) LE MITOUARD, Eric. 《Hôtel Lambert; les dix points qui divisent》, le Parisien, 2009 年 9 月 11 日
23) Commission du Vieux Paris. 《2 rue Saint Louis en l' Ile, 1 quai d' Anjou (4ᵉarr.)》, Compte rendu, séance du 18 décembre 2008, 頁番号無し

- FLEURY Michel : Les origines et le rôle de la Commission du Vieux Paris(1898-1980), dans La Commission du Vieux Paris et la Patriomine de la ville(1898-1980), pp.9-11, 1980
- BABELON Jean-Pierre: Le Casier Archéologique de la Commission du Vieux Paris et la protection du patrimoine architectural de la capitale, dans Ibid., pp.5-7
- SOHN Andreas : La Commission du Vieux Paris de son origine à l'aube du XXIe siècle, dans Mélanges d'histoire de Paris, pp.211-240, Maisonneuve & Larose, 2004.11
- HARTMANN Georges : La Commission du Vieux Paris, Paris, 1925